



## 特定行為看護師について

### 特定行為とは

「特定行為」とは、厚生労働省が定めた 21 区分・38 行為の特定の医行為のことです。手順書に基づき看護師が医師の指示を待たずに迅速な診療の補助を行うことができます。

例えば、輸液の調整・気管カニューレの交換・血流のない壊死組織の除去などです。これらは通常医師によって行われていた処置ですが、特定行為研修を修了した看護師であれば、事前に定められた手順書に基づき、**医師の指示を待たずに迅速に診療補助を実施できる**という制度になります。

### 当ステーションの場合

褥瘡（床ずれ）を発症した利用者さんに対して、特定行為看護師は医師の指示のもと、黒く壊死した組織を少しずつ取り除く処置を行うことができます。**病院へ行かなくても、ご自宅のベッドで処置を受けることができる**ため、専門医療機関への通院による利用者さんやご家族の負担を軽減できます。

その他、キズの状態や治っていく過程に合わせて、医師と相談しながら使用する軟膏や創傷被覆材を選び、継続してケアを行います。このような専門的な褥瘡管理を在宅で行うことで、悪化を防ぎ、より早い治癒につなげることができます。



### 在籍看護師



#### 寺田 優子

**所属** 訪問看護ステーション はなはな

**修了区分** 創傷管理関連

#### 当ステーションで行える特定行為

- ・血流のない壊死組織の除去
- ・陰圧閉鎖療法

#### その他

- ・褥瘡・治りにくいキズの高度な全身管理
- ・他の訪問看護ステーションへの同行訪問
- ・地域の褥瘡に関する相談窓口
- ・地域に出向いた褥瘡・創傷の勉強会講師
- ・在宅でできる褥瘡ケアの発信
- ・チーム医療のパイプ役
- ・在宅領域における特定行為の啓蒙活動

## 「訪問看護の特定行為さん広め隊」の活動紹介



ロゴマーク

2015 年より開始された本制度ですが、訪問看護の現場における普及は予想よりはるかに遅れている現状にあります。

そこで、県内の訪問看護ステーション所属の有志の特定行為看護師達と、各ステーションの垣根を超えて共に活動を行っています。

2025 年には「訪問看護の特定行為さん広め隊」と名称し、より積極的に在宅領域の特定行為普及と共に、活動の場を広める活動を行っています。

### 主な活動内容

- ・ 毎月定例会議開催
- ・ 活動報告 ・ 情報交換 ・ 制度学習 ・ 症例検討会 ・ 普及啓発活動 ・ 講演活動
- ・ 研修を修了したばかりの特定行為仲間への支援
- ・ 活動基盤整備 ・ マニュアル作成
- ・ 県内外の訪問看護ステーション所属の特定行為看護師仲間との交流 など



### 複数のメディアで紹介

- ・ 地元紙「北國新聞」にて活動内容等の記事掲載  
(2025 年 10 月 2 日 / 10 月 6 日付)
- ・ 看護専門雑誌「特定行為看護 Vol.3 No.1 2026」で紹介記事掲載  
(2026 年 9 月 20 日刊行)



## お問い合わせ

地域での特定行為の普及や、活躍の場を拡げていけるよう活動しています。  
お気軽にお問い合わせください！

### 【訪問看護ステーション はなはな】

電話 0761-48-8666

Mail hanahanajimu@sophia-hosp.jp

担当 寺田 優子